

平成 22 年度の混信・妨害申告及び 不法無線局の出現・措置状況等

1. 電波監視とは

(1) 電波監視の目的

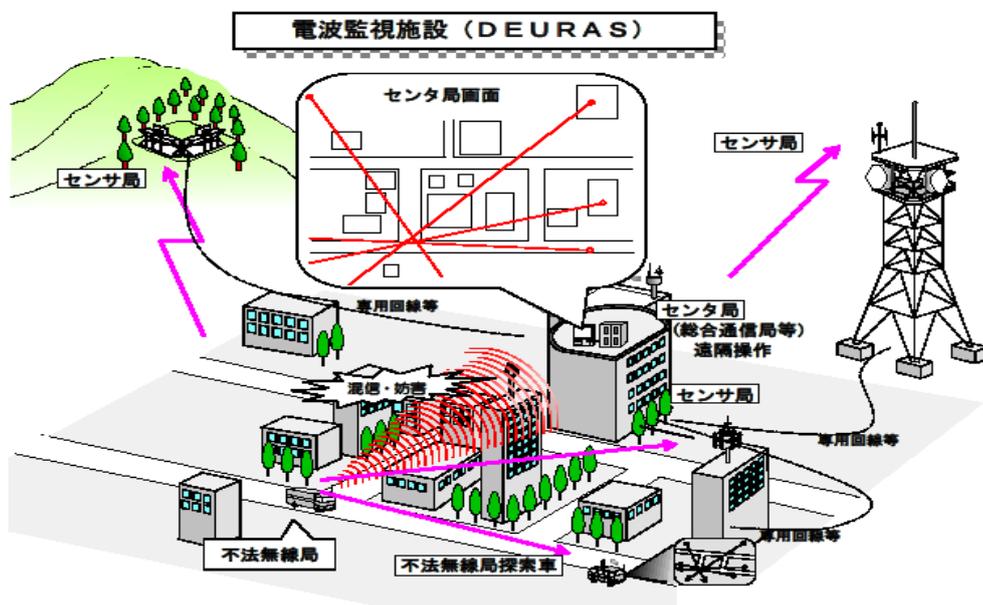
総務省では、免許を受けた無線局でも適正な運用がなされない場合や、免許を受けていない不法無線局を運用する等の無いよう、電波利用環境を保護することを目的として、電波監視を実施しています。

電波は限りある資源であり相互に干渉しやすい性質があるため、電波を効率よく、安全に利用するため、国際条約に基づく規則や電波法などで電波の利用ルールが定められています。

電波は日常生活を支える公共機関や公益企業をはじめ、運輸、製造業、小売業、サービス業等、様々な分野で利用されており、電波の利用ルールが守られず、電波利用に混乱が生じた場合の社会的影響は非常に大きくなっており、電波監視の重要性が増しています。

(2) 電波監視のための業務

総務省では、最新の電波監視施設（DEURAS（デューラス））を整備し、不法無線局の取締り、監視を実施するほか、電波利用ルールの周知・啓発活動を実施しています。



ア 重要無線通信妨害対策

ここ数年、航空・海上無線、携帯電話、消防無線などの重要無線通信[※]への妨害が増加傾向にあります。これらの重要無線通信が妨害されると、航空機や船舶の運航への支障や救急活動への支障など社会生活へ大きな影響を与えます。このため、重要無線通信妨害に迅速に対応してこれらの妨害排除に取り組んでいます。

※重要無線通信…①電気通信業務、②放送の業務、③人命若しくは財産の保護、④治安の維持、⑤気象業務、⑥電気事業に係る電気の供給、⑦鉄道事業に係る列車の運行の業務などを行うための無線通信。

重要無線通信妨害対策



イ 不法無線局の取締り

電波利用の拡大とともに、免許を受けずに運用している無線局（不法無線局）による混信が多発しているため、総務省では、不法無線局による混信・妨害の実態、その使用形態、出現の要因及び社会的背景等を踏まえて、不法無線局対策に取り組んでいます。

ウ 電波利用環境保護に関する周知・啓発活動

電波の利用機会の拡大により、電波利用のルールを知らずにルールを犯し、重要無線を始めとする無線局に妨害を与えるケースが増加しています。そのため、総務省では、電波を利用する一般国民への電波利用ルールの啓発とともに、電波利用機器の流通分野に対しても電波利用ルールとその重要性について周知・啓発を行い、不法無線による妨害の未然防止に努めています。

また、不法無線のもたらす社会的悪影響の重大性を認識しないまま不法無線を使用するケースについても、不法無線局設置者等に影響力がある運送車両関係業者や公共工事発注者等を主なターゲットとして、違法性や反社会性を直接アピールする周知啓発活動を展開し、電波利用環境の保護を図ることを目的として広く社会に訴求しています。

2. 平成 22 年度の電波監視実施状況（速報値）

（1）混信・妨害申告

無線局に対する混信・妨害申告の総件数は 2,621 件であり、このうち、重要無線通信を取り扱う無線局に対する混信・妨害申告は 689 件でした。

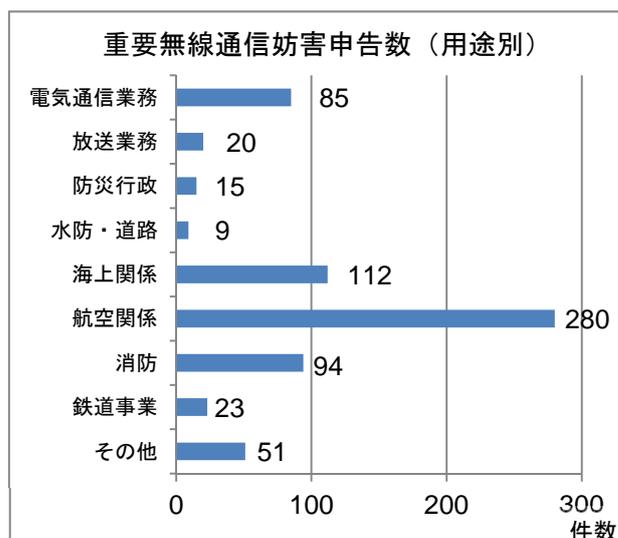
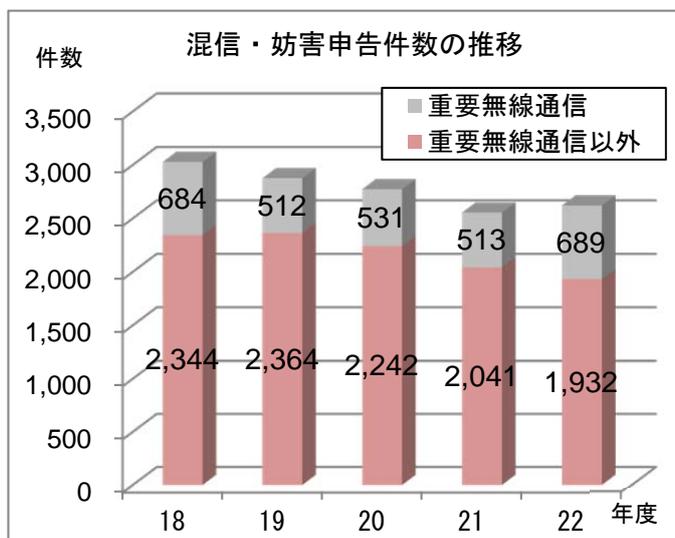
重要無線通信妨害の罰則

電波法 第 108 条の 2

第 1 項 電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、5 年以下の懲役又は 250 万円以下の罰金に処する。

ア 重要無線通信に対する申告の傾向

- 平成 22 年度の申告件数（689 件）は、平成 21 年度の申告件数（513 件）と比べて、大幅に増加しています。これは、関東総合通信局において、重要無線通信妨害に関する申告受付の 24 時間全国一元化を開始したことによるものです。
- 無線局の用途別申告数の傾向は、平成 21 年度とほぼ同様であり、航空関係の申告が 280 件と最も多く、次いで海上関係、消防、電気通信業務に関する申告が多くありました。また、周波数帯では VHF 帯の申告が最も多く、平成 21 年度と同様の結果でした。



イ 重要無線通信妨害の傾向と主な措置事例

○ 航空関係

平成 22 年 7 月、航空管制用周波数に干渉を与えるおそれのある電波を捕捉したため、現地調査を実施し、ビル解体作業現場の重機のエアコン操作パネルからの不要輻射が原因であることを突き止めました。解体工事施工者に対し、エアコン装置を点検し、対策を講じるまでの間、エアコン装置を使用しないよう指導しました。

○ 海上関係等

平成 21 年 9 月から平成 22 年 5 月までの間に、消防、鉄道、船舶用無線通信に対する「なりすまし」による通信妨害が相次いで発生したため、現地調査を実施し、発射源である個人宅を特定して、捜査機関に告発を行いました。

○ 消防

平成 22 年 8 月、消防用周波数へ混信が発生したため、現地調査を実施し、消防本部付近に駐車している車両内に設置された FM トランスミッタの不要電波が原因であることを突き止めました。車両の所有者に対して、当該機器の使用を止めるよう指導し、混信を解消しました。

○ 電気通信事業

平成 22 年 7 月、携帯電話基地局に障害が発生したため、現地調査を実施し、建物内に設置された「不法携帯電話抑止装置」が障害源であることを突き止め、当該装置の設置者に対して、電波の発射を停止させて障害を解消しました。

(2) 不法無線局の措置等

電波法に基づく免許を取得せずに無線局を開設、又は運用した不法無線局 2,466 件のうち、特に悪質と認められた 261 件については告発を行いました。また、2,205 件については行政指導を行っています。

告発又は行政指導を行った 2,466 件のうち、不法 3 悪と呼ばれる不法市民ラジオ、不法アマチュア無線及び不法パーソナル無線は、全体の約 40% となっており、構成比率は概ね横ばいで推移しています。残りの約 60% は、主に簡易無線や外国規格のトランシーバーなどとなっており、電波利用の多様化が進んでいるものと言えます。

不法無線局に関する罰則

電波法 第 110 条

次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 1 号 第 4 条の規定による免許又は第 27 条の 18 第 1 項の規定による登録がないのに、無線局を開設した者

第 2 号 第 4 条の規定による免許又は第 27 条の 18 第 1 項の規定による登録がないのに、かつ、第 70 条の 7 第 1 項、第 70 条の 8 第 1 項又は第 70 条の 9 第 1 項の規定によらないで、無線局を運用した者

第 3 号以下省略

電波法 第 4 条

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

第 1 号以下省略

